

# 第5章

## 重点的取組の推進

市の地域特性として象徴的な事項、環境目標を横断する事項、社会的背景などから早急に解決すべき事項などを重点的取組として推進します。

# 1 狭山丘陵の保全・活用

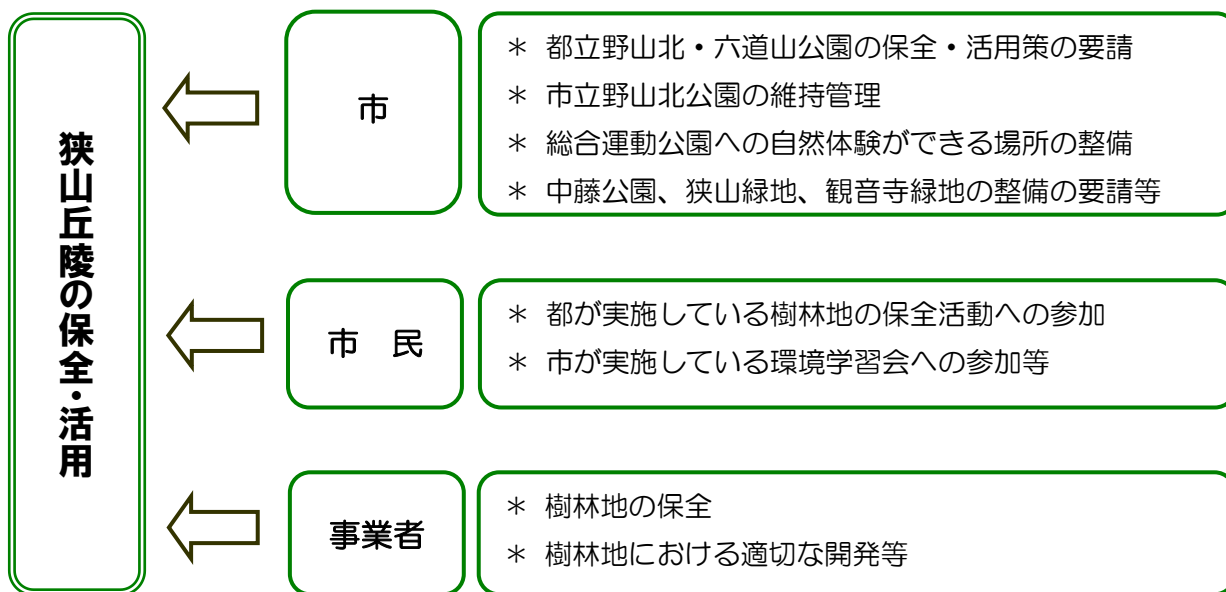
狭山丘陵は、都立野山北・六道山公園や中藤公園、観音寺緑地の公有地化等により、豊かな自然に恵まれています。

これらの豊かな自然を保全するため、都は公園内の維持管理や里山体験施設での体験学習などを実施しています。市は、狭山丘陵の保全・活用策を都に要請するとともに、市立野山北公園の維持管理や野山北公園自転車道沿道の樹木の維持管理などを行っています。

狭山丘陵は、市の貴重な財産であることから、今後も都和連携しながら、その環境を後世に引き継いでいきます。

また、より良い環境をつくっていくためには、市民や事業者の協力が不可欠です。市民は環境学習会への参加などを通じて環境保全意識を高め、事業者は環境保全に配慮した事業の推進が求められています。

## ■ 市・市民・事業者の役割



## 2 環境に配慮したまちづくりの推進

市では、都市核地区土地区画整理事業などを行い、快適で文化的なまちづくりを進めています。しかし、整備に当たっては、市街地における緑の減少や、道路沿道における騒音の発生などが問題となっており、まちづくりを進める際には十分に環境に配慮していくことが必要です。

例えば、日産自動車村山工場跡地の利用においては、「日産自動車村山工場跡地利用協議会（五者協議会）」のまちづくり方針や東京都環境影響評価条例※に基づき、環境に配慮した整備を行っています。

また、新青梅街道の拡幅再整備等では、狭山丘陵の保全と併せ、みどり豊かで快適な都市空間の創出を目指しています。

今後、市は、公共事業などまちづくりを進めていく上で、自らが一事業者として東京都環境影響評価条例などに基づき環境に配慮した事業を進めることはもちろん、これらに該当しない事業においても、率先して環境に配慮した事業を進めることが求められています。

また、市は、大規模な環境の変化が予想される開発事業等において、事業者に対して、適切な環境配慮を求めていく必要があります。

### ■五者協議会による跡地利用の「まちづくり方針」

#### 狭山丘陵から多摩川に至る自然の系を活かした環境の街の実現

市民生活に憩いと潤いを与え、市民の“心のふるさと”となるような緑豊かな街の実現を図る。

#### 賑わいと活気にあふれる都市空間の形成

都市核土地区画整理事業地区や武蔵砂川駅周辺地区など、周辺地域との連携を図りつつ、憩いと潤い、賑いや新たな雇用の創出などによる地域経済の活性化に資する空間形成を図る。

#### アメニティのある質の高い生活空間の形成

道路・公園などの都市基盤施設や公益施設（病院）を適切に整備する中で、豊かな環境の市街地形成を進め、市民生活に利便性や快適性を提供する質の高い街の形成を図る。

### 3 生ごみの有効活用

私たちの生活は便利で豊かになった一方で、日常生活や事業活動からは大量のごみが排出されています。市では、排出されるごみの発生を抑制するため、「ごみゼロを目指したまちづくり基本計画」に基づき、市民・事業者と協働して、ごみの分別徹底や減量化、買い物時のマイバックの利用によるレジ袋の削減などの取組を推進してきた結果、ごみの排出量は減少しています。

可燃ごみ、不燃ごみについては小平・村山・大和衛生組合で中間処理を行い、可燃ごみは焼却し、残った焼却灰については、東京たま広域資源循環組合に搬入され、エコセメント化による再資源化を行い、不燃ごみについては、破碎し、東京たま広域資源循環組合の最終処分場に搬入されて埋め立てられています。

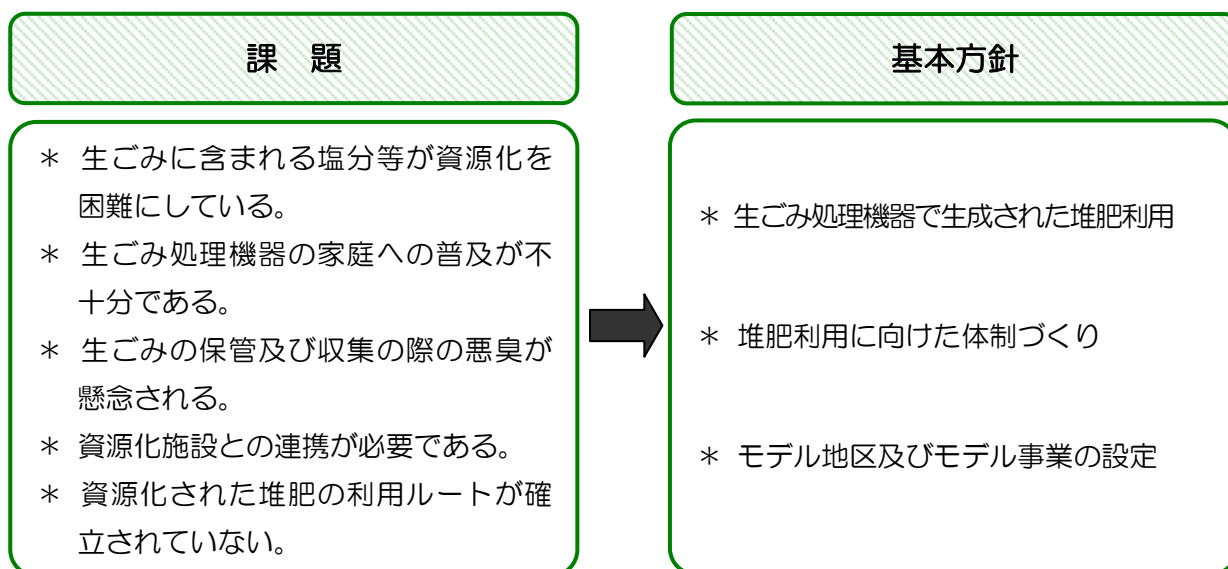
小平・村山・大和衛生組合に搬入される可燃ごみの組成を見ると、紙・布の割合が多く、次に生ごみが続いています。紙・布は資源ごみとして分別収集しているにもかかわらず、可燃ごみの中で多くの割合を占めており、市民・事業者に対して、紙などの資源ごみの分別徹底を啓発していく必要があります。

生ごみについては、家庭及び事業用の生ごみ処理機器の購入費補助制度\*や平成 22 年度に行った生ごみ堆肥化の試験的な実施を通じて、生ごみの減量化を推進しています。

今後は、生ごみ減量化を図るとともに資源化を促進し、循環型社会の実現に向け様々な方策を検討して行く必要があります。

そこで、下記の基本的な考え方に基づいて、生ごみの有効活用に向けた取組を進めていきます。

#### ■ 生ごみを資源化するための基本的な考え方



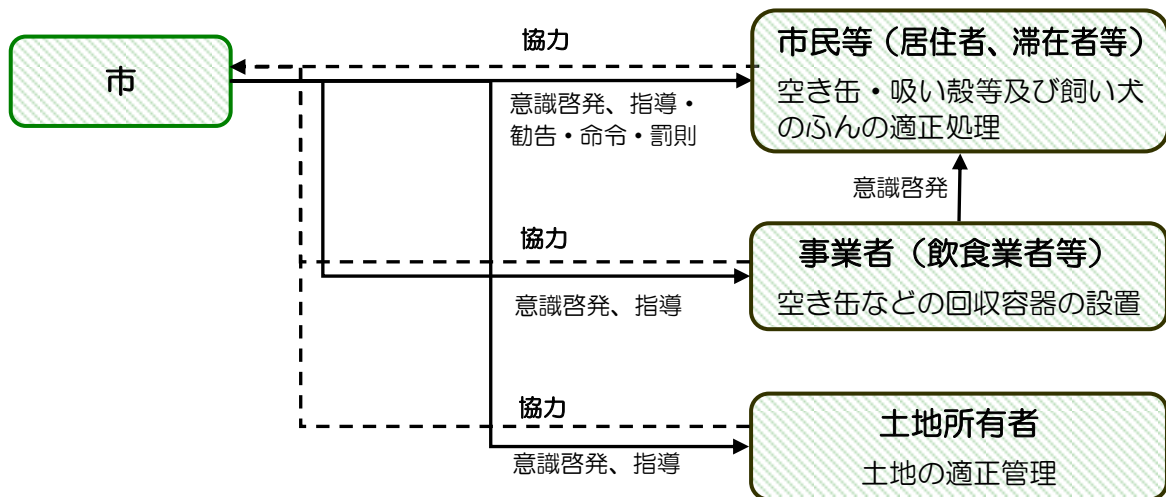
## 4 ポイ捨ての防止

近年、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てや飼い犬のふんをそのまま放置するなど、私たちのマナーを問われる問題が増えています。

そこで、市では、平成 17 年から武蔵村山市空き缶・吸い殻等の散乱及び犬のふんの放置等の防止に関する条例（以下この項において「条例」といいます。）を施行し、空き缶・吸い殻等のポイ捨て防止の啓発を推進しています。

市、市民等、事業者及び土地所有者が連携しながら、清潔できれいなまちづくりを進めていく必要があります。今後も市では、市民、事業者及び土地所有者に対して意識啓発を図り、空き缶・吸い殻等のポイ捨てや犬のふんの放置などを行った者に対して、指導・勧告・命令の措置を講ずるとともに罰則を適用していきます。

### ■ 条例の枠組み



## 5 地球温暖化の防止

私たちの生活から排出されている二酸化炭素等の温室効果ガスは、増加の一途をたどっており、このままでは地球温暖化により、地球全体に深刻な影響がもたらされることが予想されます。

そこで、現在、国際問題化している地球温暖化対策については、「京都議定書」の採択を受け、地球温暖化対策の推進に関する法律を制定し、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組が定められています。

これまで、市では、①庁舎内における電気・都市ガス・水道の使用量の削減に向けた取組②低公害車導入の推進③市内一般住宅を対象とした太陽光発電システム等の自然エネルギー活用機器設置の推進④夏季におけるエアコン等の電化製品の使用抑制及び消費電力の低減を図るための、つる性植物を使用したみどりのカーテンの配布事業などを行っています。

また、電気、都市ガス、水道の使用量も減少している傾向にありますが、今後も「地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の事務・事業における地球温暖化防止対策をより一層推進します。

なお、市民・事業者の環境行動の手がかりとなる「環境行動指針」を通じ、市民・事業者の環境保全意識を高め、環境行動を推進します。

### ■ 市における地球温暖化防止対策

